

## 朝日町農業委員会委員募集要項

朝日町は、農業委員会に関する法律の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行）に基づき、現在の農業委員の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、次期農業委員候補者の募集を行います。

### 1. 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)まで

### 2. 募集人数

農業委員 14名

### 3. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### 4. 身分

朝日町の特別職の非常勤職員

### 5. 職務内容

- ・毎月1回以上の会議（総会）等に出席
- ・農地法の権限に基づく農地の権利移動や転用等に係る許認可
- ・農地法等に基づく申請地の調査
- ・農地利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・町内農地の利用状況調査（農地パトロール）及び調査結果の報告
- ・農業に関する事項についての意見公表
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加

### 6. 報酬

委員 月額13,000円

会長 月額16,000円

※上記の他、活動・成果実績に応じた能率給を支給

(「朝日町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給に関する条例」に基づき支給)

### 7. 農業委員の構成

農業委員の構成について、法律で下記のとおり規定されています。

- (1) 認定農業者又は、\*認定農業者に準ずる者が8人（農業委員の過半数）以上であること

\*認定農業者に準ずる者とは、①認定農業者OB ②認定農業者の農業に従

事・経営参画する親族 ③認定新規就農者 ④農事組合法人や法人化計画を提出している集落営農組織の役員 ⑤地域計画に掲載されている中心となる経営体

- (2) 中立的な立場で公正な判断をすることができる方として、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方が1人以上であること

## 8. 募集方法

- (1) 個人または団体等からの推薦
- (2) 個人による応募（自薦）

## 9. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方自治法に定めるもののほか、町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されている者

※募集において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできませんが、兼任することはできません。

## 10. 選出方法

委員候補者が定数14人を超えた場合、又は町長が必要と認めた場合は、評価委員会を開催し、候補者を審査します。なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 11. 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬までに推薦者及び応募者に郵送で通知します。

## 12. 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護及び管理に十分留意するとともに、候補者の審査以外の目的に使用することはありません。

## 13. 申込方法

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、農林水産課へ提出してください。

- (1) 提出書類  
推薦する場合… 個人用（様式第1号）

団体用（様式第2号）

応募する場合… 様式第3号

※募集要項及び申込みに必要な書類は、朝日町役場農林水産課で配布します。

※配付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 提出先

朝日町農林水産課

(3) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

※持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受付

※郵送の場合は、4月30日当日消印まで有効となります。

14. 推選応募内容の公表

提出された推薦書・応募書に記載された事項（住所、電話番号を除く）は、受付期間の中間及び受付期間終了後に、ホームページにて公表します。

公表内容

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員数、構成員の資格・要件等
- (3) 被推薦者・応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- (4) 推薦の理由又は応募の理由

15. 注意事項

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員との兼任はできません。
- (2) 申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。
- (4) 選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては受付いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

16. 問い合わせ先

朝日町農林水産課

〒939-0793 朝日町道下1133番地

電話番号 0765-83-1100（内線231）